

補助金等のあり方に関する意見書

令和元年 10 月

佐倉市補助金検討委員会

目次

1. はじめに	1
(1) 補助金及び交付金検討の経緯	1
(2) 今回の補助金等見直しの視点	4
2. 補助金等の現状と課題	6
(1) 補助金等交付基準に関する事項	7
(2) 補助金等の交付プロセスに関する事項	10
3. 補助金等の見直しに向けた提言	12
(1) 補助金等交付基準に関する事項	12
(2) 補助金等の交付プロセスに関する事項	15
4. 今後に向けて	17
【用語解説】	18
【巻末資料】	19
・[資料 1] 佐倉市補助金検討委員会の審議経過	19
・[資料 2] 佐倉市補助金検討委員会委員名簿	20
・[資料 3] 佐倉市補助金検討委員会設置要綱	21
・[資料 4] 佐倉市補助金等の交付に関する規則	23
・[資料 5] 佐倉市補助金等交付基準	28

1. はじめに

(1) 補助金及び交付金検討の経緯

①見直しの経緯

地域社会における福祉の増進とまちづくりのうえで地方自治体による補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の交付は大きな役割を果たしている。しかし、少子高齢化・人口減少により地方自治体の財政規模は縮小することが予想されており、補助金等の交付を漫然と続けることは許されない状況になっている。

佐倉市における補助金等の見直しは、平成8年度における新行財政改革システム推進大綱の取扱方針の決定から始まり、平成26年度における佐倉市補助金検討委員会（以下「検討委員会」という。）の提言に至るまで、以下のように取り組まれてきた。

○平成8年度 新行財政改革システム推進大綱

- ・全ての補助金等について平成15年度末までに終期を白紙とする検討を行うことを決定した。また、補助金を一律10%削減することになった。

○平成13年度 行政改革推進計画

- ・「補助金・交付金等の適正化」を位置づけるとともに、団体の主体的な運営を促進する見地から、個々の補助金等について価値性（メリット）、公平性、公正性及び効率性等の点検を行い、「受益者の適正な負担や経費削減努力等を要請して、より一層の適正化に努める」ことを目標として設定した。

○平成15年度～平成18年度 検討委員会

- ・既存の補助金等について審査し、交付内容の見直し及び整理統合、廃止についての提言等を行った。

○平成20年度 行政活動成果評価懇話会

- ・①交付基準に適合していないもの、②運営費補助、成果及び必要性についての検討、③分類区分・補助率等の見直し、④目標値の設定方法等についての問題点の指摘等を行った。

○平成23年度 検討委員会

・既存の補助金等についてヒアリングを含む再点検を行い、補助事業制度の再検証と交付基準の見直し、PDCA サイクルの運用、情報開示による透明性の確保等について提言を行った。

○平成26年度 検討委員会

・既存の補助金等につき書類審査を行い、必要なものについてはヒアリングを実施し、点検を行った。佐倉市補助金等交付基準（以下「補助金等交付基準」という。）については期間の見直しや分類の見直しについて提言を行った。

②前回の意見書に対する対応

平成26年度に設置された検討委員会で指摘のあった事項に対して市が行った対応は以下のとおりである。

○個別の補助金等への意見があったものに対する対応

補助金名称	検討委員会意見	措置結果
佐倉市林業振興事業補助金	補助金等の廃止	廃止（2件）
佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金		
議員厚生事業助成金	市が直接執行	直接執行（3件）
佐倉市役所職員共済会補助金		
佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金		
佐倉市交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金	補助金等の整理統合	整理統合（2件を統合して1件へ）
佐倉市交通安全母の会事業補助金		

○補助金等交付基準に関すること

- ・補助対象団体の自主的な運営の確保
補助対象事業の自主的な運営のため事業管理に関する記述を整理した。
- ・使用語句の見直し
一般的ではない用語や解釈に紛れが生じるおそれのある用語を整理した。

- ・補助制度の見直し
補助金等の見直しを市長の任期に合わせ4年ごとに行うこととした。
- ・補助対象経費
食糧費について事業の性格を勘案し、その目的を達するために適当と認められるもの限り補助対象とする旨明記した。
- ・分類別交付基準
種類が多かった従来の分類を整理した（10項目から4項目へ）。

○手続等に関する事

補助金等の交付申請等のための提出書類については、できるだけ簡素かつ補助金等の使途が明確に記載されたものが望ましく、事業計画書、実績報告書、決算書等の会計科目を市の予算科目に準じるべきであるとの指摘を行ったことに対し、市は補助金を受ける団体に対して会計科目の例示を行った。

(2) 今回の補助金等見直しの視点

①佐倉市の財政状況

少子高齢化・人口減少という社会変化を受けて、地方財政の状況は厳しいものになってきている。佐倉市も例外ではない。佐倉市の財政状況を見ると平成28年度からは基金の取崩し額を除いた実質的な単年度収支（実質単年度収支※用語解説1）が赤字となり、財政上の蓄えである財政調整基金も減少傾向にある。そしてその背景には、歳入は増加していないにも関わらず、歳出が増加しつつある状況がある。地方公共団体の財政的な余力を把握するための指標である経常収支比率※用語解説2を見ると、佐倉市では平成28年度が93.7%であったものが、平成29年度には98.3%にまで上昇した。これは平成29年度には財政上の余力がわずか1.7%にまで減少してしまっていることを示している。

佐倉市を住みやすい魅力あるまちにしていくために、市としては市民の活動を支援するための補助金の交付を続けていく必要がある。しかし、上述のような状況を踏まえれば、市が従来通りの補助金等の交付を漫然と続けていくことはできない。補助金等の交付がまちづくりに役立つものであるとともに、市の財政において過大な負担とならないようにするための効率的な運用を実現することが求められている。

②過去3年間の補助金等決算額

過去3年間の補助金等決算額が年々増加傾向にある。個々の補助金等支出状況を調べると、佐倉市の定住化を促進する等の人口増加施策が新設されている状況も見られる。

【補助金等決算額の推移】

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A 補助金等の決算額	1,086,893	1,399,978	1,417,968
B 補助金等がある下記の4会計の歳出決算合計額	79,582,293	78,245,434	79,025,120
補助金等の割合 (A/B)	1.4%	1.8%	1.8%

Bの4会計：一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計

③補助金検討委員会の主眼

補助金等交付基準においては、補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に行う観点から、条例・規則によるものを除きすべての補助金等につき終期を設定している。限られた財源の中でどのような視点で補助金の支出をすべきか定期的に検証を行う機会が必要である。

これらのことから平成31年2月5日に検討委員会を設置し、補助金制度についての見直しを行うこととした。

前回の検討委員会後において市議会や監査委員等からの指摘を調べたところ、個々の補助金等決算についての指摘が多数見られた。

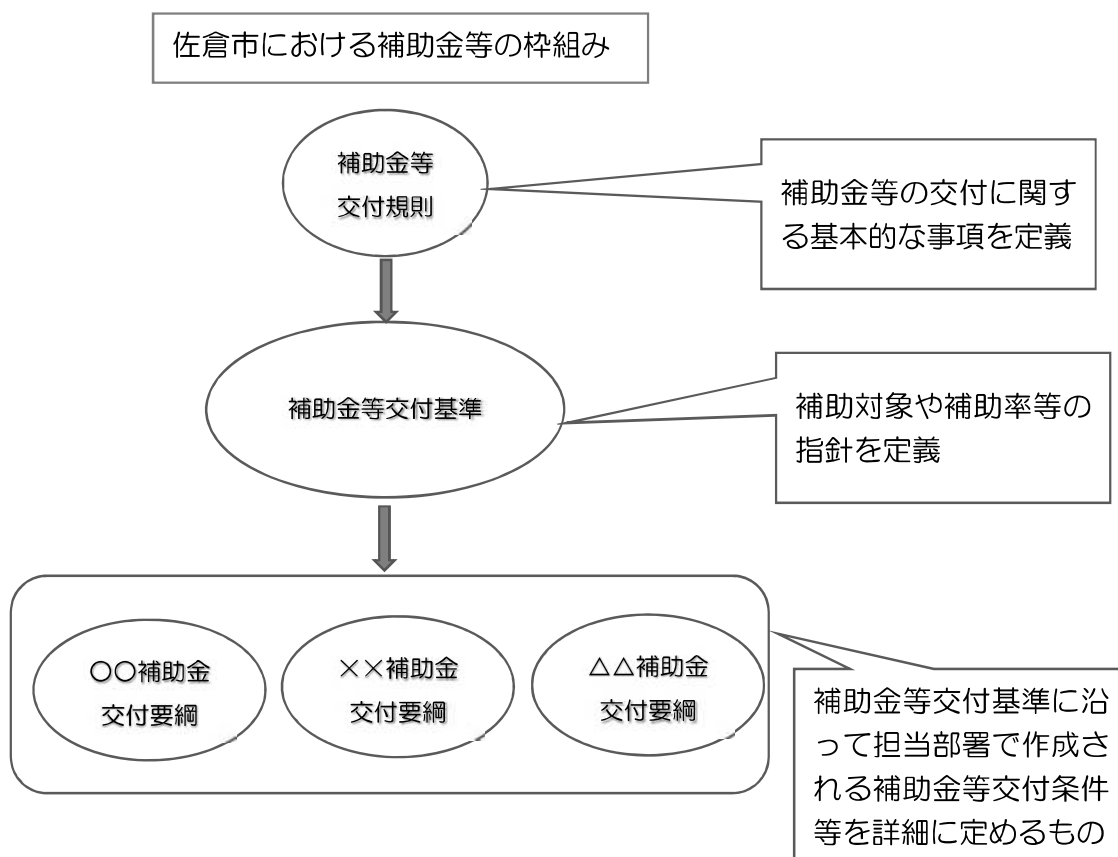
このため、今回見直しを行うにあたっては、個々の補助金等の内容の検証を行うことはもとより、市民目線での「補助金等の見える化」を行うため、具体的な検討対象は主として補助金等のシステムや交付プロセス自体を取り上げることとした。

2. 補助金等の現状と課題

検討委員会において議論を行うにあたり佐倉市補助金等の交付に関する規則（以下「補助金等交付規則」という。）及び補助金等交付基準等法令関係を調査し、検討委員会で議論すべき法令等の枠組みについて確認した。

補助金等交付規則においては、補助金等の交付に関する基本的な事項が定められており、補助金等交付基準において、補助対象や補助率等の具体的な指針が定められていることが確認できた。これらの指針が今後の補助金等のあり方を決めるうえで果たす役割は非常に大きい。そこで検討委員会においては、補助金等を交付するうえで具体的な影響力が大きい補助金等交付基準の見直しをメインテーマの一つとして取り上げることとした。

また、補助金等についての課題を整理するため、補助金等の現状を補助金等交付基準の内容と突き合わせつつ分析した。それぞれの補助金等の特徴を把握し、効率的に分析を行うため、現状の補助金等一覧を国県等補助の有無、個人、団体等の対象者別、過去3年間（平成27年から平成29年まで）交付実績のないもの等に分類して、125件の補助金等につき個々に分析を行った。



当検討委員会が検証を行った結果、次のとおり諸課題が見られたので、「補助金等交付基準に関する事項」及び「補助金等交付のプロセスに関する事項」の2項目に分け整理した。

(1) 補助金等交付基準に関する事項

① 補助金等交付基準の名称

補助金等交付基準の中に、さらに「5 交付基準」の項目があるため、交付基準について言及する場合に、補助金等交付基準全体を指しているのか、「5 交付基準」を指しているのかがわかりにくくなっている。

②「4 補助対象」

(ア) 表中の表現

事業費については対象経費につき「4 補助対象」において「実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合」とあるが、公益性の定義が抽象的である。また、運営費については「団体の運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合に補助を行う」と定義されているが、自主財源のある団体もあるのではないかと考えられる。また、自主的に運営できる努力も必要となるが、その点についての規定がなされていない。

(イ) 食糧費

食糧費については「事業の性格等を勘案し、その目的を達成するために適当と認められるもの」とされ具体的な規定がないため、担当所属において作成される補助金等の要綱の中で、取り扱いが統一されていない状況が見られる。

(ウ) 団体の運営費

団体の運営費に対する補助金等については備考欄で原則5年間を限度としているが、継続されているものが見られる。

③「5 交付基準」

(ア) (1) 共通基準

市が交付する補助金等については、地方自治法232条の2に規定する「公益上必要がある場合」の判断として4項目の基準を定めた中で、さらに(1)公益性・公共性の定義を重ねていることや、(2)公平性の内容の表現があいまいであること等、見直すべき点が多いと考えられる。

(イ) (2) 分類別交付基準

現行の交付基準では、補助対象や具体的な基準が共通の表現となっているため、補助金等の分類に基づく詳細な定義ができていないという課題が見られた。

◆補助財源

国県等補助があるものについては、補助が行われるかどうかの判定が国県等の基準に基づいていることから、国県等補助がないものと補助金等を判定する基準が異なるものと考えられるが、これまではあまり差別化が図られていない。

◆交付対象

個人と団体では補助金等を支出するうえで必要とされる公益性等の判断の定義が異なる。また、団体においても事業費補助、運営費補助では定義が異なるものと考えられるが、補助金等交付基準においてはこれらが一体となっている。

④「6 事業管理」

(ア) 名称

項目の名称があいまいである。

(イ) (2) 補助制度の原則

原則についてこの項目で定義されていることは、補助事業の管理について定めているこの項目の趣旨を考慮すると適当でないものと考えられる。

(ウ) (3) 補助金等の交付に関する事務

補助金等の交付に関する手続き等について、この項目では補助金等交付規則

に定めるもののほか、補助金等の交付に関しそれぞれに定められた要綱に基づくものとされているが、補助金等交付基準については定めがない。補助金等交付基準に基づき、それぞれに要綱を定める運用となっていることから、このことは適当でないものと考えられる。

(工) (4) 補助事業の進捗管理及び情報公開

「補助事業に関する情報公開は、市政資料室において行う。」とのみ記載されており、情報公開に関する定めが十分でない。

(2) 補助金等の交付プロセスに関する事項

①補助制度の周知

補助金等の公益性を考えると補助金等の情報が一部の人に限られることがないようにすることが重要であり、補助金の存在を多くの人を知り得る状況を作るべきである。補助金等の一覧は市政資料室やホームページで公開されており、各担当所属において案内はされているが、情報発信という観点から考えると弱い部分が見られる。

②成果検証

補助金等の交付をした後は、精算等の処理が適切に行われているかといった運用に関わることのみではなく、可能な限りその効果の検証についても検討していくべきである。

実績報告に関しては補助金等交付規則において、「補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書を提出する」旨定められているが、補助金等交付基準の中では具体的な内容が定められていない。また、補助金等支出後の進捗管理については「6 事業管理」の中で触れられているが、「適切に行う」旨の記載がされているのみであり十分とは言えない。

③説明書やマニュアルの作成

補助金等交付基準は補助金等を交付する際の指針を定めるもので、補助金等の交付や運用についての判断するために必要な条件をすべて網羅するには限界がある。補完する手段についての整理が課題としてあると考えられる。

④過去3年間補助金等交付実績がないもの

過去3年間補助金等交付実績がないものについては意義が失われている可能性も考えられるため、個々に精査を行ったところ以下の内容が見られた。

- ・今後も当面事業計画がないものがある。
- ・災害に関連するものに関しては、近年該当する災害が発生していなかったため交付されていないものがある。
- ・国県等補助のある補助金等の中には、市として補助制度を設けていないと補助金等を支出すべき時に国県等補助が受けられず、すべて市の負担となる場

合もある。

- ・総論的には公益性が見られるが、具体的に見た場合には受益者が狭い範囲に限定されているものも見られる。
- ・補助事業によってはクラウドファンディング^{※用語解説3}や用途を指定した形でのふるさと納税等が可能なものもある。

⑤過去3年間補助金等が同額なもの

補助金等の一覧表を見ると、過去3年間補助金等が同額で支出されているものが見られる。状況を確認すると既得権益になっている懸念がある場合と、本来それ以上のコストがかかっているが、上限として一定額までが交付されている場合とがある。今後も同額での支出が続いているようであれば、継続的にその理由について精査を行い、既得権益的になっていると判断される場合は是正措置を取る必要があるものと考えられる。

3. 補助金等の見直しに向けた提言

補助金等交付基準及び補助金等交付のプロセスについて検討した結果、当検討委員会の意見は次のとおりであり、この意見を参考として改善を図ることが望ましい。

(1) 補助金等交付基準に関する事項

①補助金等交付基準の名称

補助金等交付基準の名称は、「5 交付基準」と区別できるように見直すべきである。

②「4 補助対象」

(ア) 表中の表現

「4 補助対象」は、「5 交付基準(2) 分類別交付基準」と併せた表にまとめるべきである。具体的には「4 補助対象」の団体(事業費、運営費)、個人の別、「5 交付基準(2) 分類別交付基準」の分類ⅠからⅣの別で一つの表とすることで補助金等に関する基準をより明確に表現することができる。

(イ) 食糧費

食糧費についての取り扱いが統一的に行えるよう補助金等交付基準の中で踏み込んで判断していくように示す必要がある。個々の事例については個別のマニュアルやQA集等で示すことが望ましい。

(ウ) 団体の運営費

運営費に対する補助については、交付開始から5年を超えて継続されているもの、同額での支出が続いているものについては、補助金等を交付するプロセスの中で理由を検証する必要がある。また、自立的な運営等の経営努力を求めていく仕組みが必要であり、特に人件費の補助を行っている場合は、市が直接執行した場合との比較検証を行えるような手段も検討していくべきである。

③「5 交付基準」

(ア)「(1) 共通基準」

- ・ 交付基準の前段は、「補助金等の交付に際しては、公益性、公平性、有効性及び適格性について留意するものとする」に改めるべきである。
- ・ 表中(1)「公益性・公共性」は「公益性」に改めるべきであり、内容部分は、「補助事業の目的や内容に明確な公益性が認められること。」とすべきである。
- ・ 表中(2)「公平性」の内容部分は、「他の団体や市民との間で公平性が保たれており、交付先に偏りが無いこと。」「補助制度の内容や申請方法等の情報が、市民に周知されていること。」「補助金等の交付のプロセスが適正、公平であること。」とすべきである。
- ・ 表中(3)「効果性」は「有効性」に改めるべきであり、内容部分は「補助金等の金額に見合った効果が上がっていること。」「補助金等の交付が、他の手法と比較し施策目的の実現のために最適であること。」とすべきである。
- ・ 表中(4)「適格性」の内容部分は、会計や繰越金に関する事等団体のみに適用され、個人に対する補助の内容でないものが見られる。これらの部分②③については交付基準の団体の項目に移して、分類別交付基準として表現すべきである。他の内容部分は「補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。」「補助金等の金額や補助率が、補助対象経費に応じたもので妥当であること。」とすべきである。

(イ)「(2) 分類別交付基準」

◆補助財源

国県等の補助金等の有無について上記②で示した分類別交付基準の中で取り扱いについてより明確に表現すべきものとする。

◆交付対象

補助金等交付基準のうち、「5 交付基準(2) 分類別交付基準」について定めている部分については、補助金等を支出するうえで必要とされる公益性等の判断についての基準を明確にするため、個人、団体に分けて作成するよう見直しを行うべきである。

団体への補助金等の交付基準には、会計処理及び用途が適切であることを明記すべきである。また、事業費に対する補助金等と、運営費に対する補助金等についても分けて交付基準を作成すべきである。事業費に対する補助金等の交

付基準では、補助金等は原則その年度の事業費の額をもって精算を行うことを明記すべきである。運営費に対する補助金等で繰越金の発生しているものについての取り扱いについても明記すべきである。

④「6 事業管理」

(ア) 名称

「補助事業の管理」と改めるべきである。

(イ) 「(2) 補助制度の原則」

この項目からは削除し、「5 交付基準(1) 共通基準」の前段に移すべきである。

(ウ) 「(3) 補助金等の交付に関する事務」

補助金等交付基準に基づき、それぞれに要綱を定める運用となっていることを考慮すると、補助金等交付の手続き等については補助金等交付基準の中で大きな流れを示すことが望ましい。

(エ) 「(4) 補助事業の進捗管理及び情報公開」

補助事業に関する情報公開はホームページでの公開等を明記するべきである。

(2) 補助金等の交付プロセスに関する事項

①補助制度の周知

補助金等の財源は広く市民からの税金等であるが、交付先は一部の団体や市民に限定される。そこで、補助の公平性や透明性を保つため、市が設けている補助制度をできるだけ詳細に市民に知らせる必要がある。現行の補助金等交付基準では、情報公開は市政資料室において行うこととされているが、ホームページや広報等を利用して、市民により丁寧に補助金等のメニューや内容をわかりやすい形で伝えていくことや、市民がどの所属において窓口を担当しているのか明確に周知することが求められる。

②成果検証

◆申請

団体に対する補助金等については今後事後評価が必要となってくるものと考えられる。事後評価を行ううえでの指標については、市側で定めることが適当でない場合もある。市は申請時に申請者自身が当該交付金等の事後評価を行ううえで妥当であると考えている評価指標を提案するような仕組みを導入するよう努めるべきである。

◆実績報告

実績報告書を提出する団体は説明責任を求められることになる。市は件数等の実績報告だけでなく市政に対してどれだけの影響を及ぼしたのかといった成果の視点での報告提出を求めることも検討すべき。その場合、組織の弱い団体については自力での報告が難しい場合も想定され、市民と行政の協働の動きが弱まることのないようサポートを行う仕組みも併せて検討すべきである。

◆成果検証

団体に対する補助金等に関しては、交付後の有効性を確認する手段としては、KPI (Key Performance Index) ※用語解説4 といった視点も必要であると考え。市は、評価を行う場合には、補助金等の支出を行った金額や件数等だけではなく、公益性の向上にどのようにつながっているのかという点に踏み込んで検証する仕組みを検討していくべきである。

③説明書やマニュアルの作成

◆市民向けの説明書

補助金等の内容が個々に異なるため、所管部署において補助制度に応じ、市民が補助金等の申請を行いやすくするための説明書、手引き等を作成するべきである。

◆職員向けのマニュアル

各所管においては補助金等の交付に関する市民からの問い合わせの情報が蓄積しているはずである。それをもとに判断基準等を明文化しておくことで、一貫した対応や、担当者の引継ぎも効率的に行えることから、職員向けに窓口対応マニュアルや内部事務用に事例集等の作成を行うべきである。

④過去3年間補助金等交付実績がないもの

災害に関連するものや国県等の補助制度に基づくものを除き、継続する必要性があるものに関しては、合理的な理由を付したうえで継続していくことが望ましい。

⑤過去3年間補助金等が同額のもの

過去3年間補助金等が同額のものについては、既得権益的に一定額が支出されているのであれば問題がある。積算が行われているうえで、上限額として一定額とされているのか検証を続けていく必要がある。

4. 今後に向けて

佐倉市において「魅力あるまちづくり」を進めていくうえでは、今後も市は市民に対する活動支援を目的とした補助金等の交付を続けていく必要がある。その一方で、地方財政の状況が厳しいものになっていく中で、佐倉市を含めたすべての地方公共団体に対しては「身の丈に合った財政運営」を行うことが求められている。それゆえ市においても、漫然と従来どおりの補助を続けていくことはできず、補助金等を効率的に運用していくことが求められる。そのためには、本報告書に示した方向で補助金等交付基準の見直しを行い、補助金等の効率的な運用が図られる仕組みの整備が図られなければならない。

また、佐倉市における補助金等の有効性を高めるためには、市が運用している補助金等の仕組みが広く市民に理解されていることが必要である。そのためには、これまで以上に、補助金等に関する情報公開が進められなければならない。さらに、交付された補助金等についても、それが有効に活用されたことを事後的に検証し、その後の交付継続の是非を検討する PDCA サイクルが確立されなければならない。そして、補助金等の審査、交付、および評価のプロセスを「見える化」することによって、補助金等が果たす役割を高め、補助金等の効率性を高めることが目指されなければならない。

補助金等に対する検討作業を今後も継続的に行い、「魅力あるまちづくり」と「身の丈に合った財政運営」を両立させるための取り組みを続けることが求められている。

【用語解説】

1. 実質単年度収支

当該年度における実質収支（歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額から翌年度の財源を控除したもの）から前年度の実質収支を差し引いた額である単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。いわば地方公共団体の純剰余金又は純損失を意味するものであり、財政運営状況を判断するポイントとなる。

2. 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標。数値が低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。人件費や扶助費、公債費などの義務的な経費を含む経常的な経費に、地方税や地方交付税などの経常的な一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。

3. クラウドファンディング

不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。

4. KPI（Key Performance Index）

組織の目標達成の度合い（パフォーマンス）を評価するうえでの補助となる数値化された指標である。一定の期間ごとに KPI の数値を確認することで、活動目標の達成度合いを確認し、改善が必要であれば、将来に向けた対策を講じることになる。

【巻末資料】

資料 1 : 佐倉市補助金検討委員会の審議経過

回	日時	審議内容
1	平成 31 年 2 月 5 日 (火)	①委員長及び委員長職務代理の選任 ②補助金検討の概要について
2	平成 31 年 3 月 20 日 (水)	①補助金の見直し方法について
3	平成 31 年 4 月 24 日 (水)	①補助金の見直しにおける着眼点等
4	令和元年 5 月 28 日 (火)	①補助金のあり方について
5	令和元年 7 月 2 日 (火)	①意見書素案作成に向けて
6	令和元年 8 月 6 日 (火)	①補助金等のあり方に関する意見書 (素案) の確認
7	令和元年 9 月 10 日 (火)	①補助金等のあり方に関する意見書 の確認

資料 2 : 佐倉市補助金検討委員会委員名簿

	区分	氏名 (敬称略)	経歴等
1	◎学識経験者	大塚 成男	千葉大学大学院 社会科学研究院 教授
2	学識経験者	薄井 聡	株式会社ちばぎん総合研究所 主任研究員
3	○学識経験者	池田 幸代	東京情報大学 総合情報学部 准教授
4	公募委員	小野 房子	平成 2 8 年度～平成 3 0 年度 佐倉市行政 評価懇話会委員
5	公募委員	林 義之	平成 3 0 年度～3 2 年度 公民館運営審議 会委員

任期：平成 31 年 2 月 5 日から平成 31 年 12 月 31 日

◎委員長

○委員長職務代理

資料3：佐倉市補助金検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 補助金等の交付に際し、その必要性と効果について審議し、透明で公正な財政運営を推進するため佐倉市補助金検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 補助事業等交付基準の見直し等に関すること。
- (2) 補助金等に係る改善すべき事項に関すること。
- (3) その他補助金等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募委員
- (3) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、平成31年1月から12月までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員会の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上の者から具体的な事案を示して招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員

長が別に定める。

附 則（平成23年1月26日決裁22佐財第455号）
この要綱は平成23年1月26日から施行する

附 則（平成25年10月1日決裁25佐財第347号）
この要綱は平成25年10月1日から施行する

附 則（平成30年9月28日決裁30佐財第252号）
この要綱は平成30年9月28日から施行する

資料4：佐倉市補助金等の交付に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付に関する基本的事項を定めることにより、予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が公益上必要があると認める場合において、市以外のものに対し交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地並びに団体名及び代表者名）
- (2) 補助金等の交付を受けようとする年度
- (3) 補助事業等の名称、目的、内容、効果及び目標値
- (4) 補助事業等に要する経費
- (5) 着手年月日及び完了予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業等の目的及び内容に応じて、第1項の申請書に記載すべき事項の一部又は前項各号に掲げる書類の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、次に掲げる事項を当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令等及び予算で定めるところに違反していないか。

- (2) 補助事業等の目的及び内容が適正であるか。
 - (3) 金額の算定に誤りはないか。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項を修正して交付の決定をすることができる。
- (交付の条件)
- 第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定める条件を付することができる。
- 2 前項の規定により付する条件には、当該補助事業等の完了後においても従うべき事項を含めることができる。
- (決定の通知)
- 第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、書面により申請者に速やかに通知するものとする。
- 2 市長は、第4条第1項の審査により補助金を交付することが適正でないことを認めるときは、その旨を書面により申請者に速やかに通知するものとする。
- (申請の取下げ)
- 第7条 申請者は、前条第1項の規定により通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。
- (計画変更の承認等)
- 第8条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業等の内容又はこれに係る予算の変更（市長が別に定める軽微なものを除く。）をしようとするとき。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の承認をする場合において、当該補助事業者等に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。
- (事情の変更による決定の取消し等)
- 第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更

することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等がその責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなった場合

3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨及びその理由を書面により補助事業者等に速やかに通知するものとする。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、市長が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第12条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、補助事業等が補助金等の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対して、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書に市長が別に定める書類を添付して市長に速やかに提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る本市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(額の確定)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 15 条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるよう補助事業者等に対して指示することができる。

2 第 13 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(交付の請求)

第 16 条 第 6 条の規定により補助金等の交付の決定を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、当該交付に係る請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求書の提出は、第 14 条の通知を受けた後に行うものとする。ただし、次条の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、この限りでない。

(交付の特例)

第 17 条 市長は、特に必要があると認めるときは、概算払又は前金払により補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

第 18 条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を補助事業等の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき額の確定があった場合においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨及びその理由を書面により補助事業者等に速やかに通知するものとする。

(補助金等の返還)

第 19 条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助金等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

資料 5 : 佐倉市補助金等交付基準

1 趣 旨

この基準は、市が行う補助金等の交付について、透明性と公平性を確保し、適正かつ効果的な施策の展開を図るため、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成 9 年佐倉市規則第 3 9 号。以下「補助金等交付規則」という。）に規定するもののほか、補助期間、補助率等補助事業の指針を定めるものとする。

2 定 義

この基準における「補助金等」とは、公益上必要があると認める場合に交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金であって、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）別記歳出予算に係る節の区分（第 15 条関係）において、19 節負担金、補助及び交付金に分類されるもののうち、補助金及び交付金として交付されるもの（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療及び災害共済の給付等に係る給付等を除く。）をいう。

3 交付期間の期限

補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に市長の任期に併せて行う観点から、条例、規則によるものを除き、すべての補助金等について次のとおり終期を設定する。

- (1) 単年度補助以外の補助金等の交付期間は、4 年を期限とする。（※ 1）
- (2) 国・県等の補助に伴う補助金等については、交付期間が 4 年を経過する日以前であっても、国・県等の補助が廃止になった場合は、見直しを行うこと。
- (3) 目的が達成された事業や自立が認められる団体又は目的が達成できないと認められる団体については、交付期間が 4 年を経過する日以前であっても、補助を打ち切ること。
- (4) 交付期間中の事業計画及び目標を別途明示すること。

（※ 1）平成 2 6 年度に見直しを行った補助金等及び平成 2 7 年度以降に実施する補助事業金等にあつては、上記（1）の規定にかかわらず、補助金等の交付期間は、平成 3 2 年 3 月 3 1 日を期限とすること。この場合において、「4 年」は「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」と読み替えるものとする。

4 補助対象

市が交付する補助金等の対象経費は、次のとおりとする。

(1) 団体	① 事業費	実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合
	② 運営費	団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営に当たり、その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合
(2) 個人等		個人の経済的な負担軽減その他市民福祉の増進のために金銭的な援助が必要な場合

備考

1. 食糧費については、事業の性格等を勘案し、その目的を達するために相当と認められるものに限り補助対象とする。
2. 団体の運営費に係る補助金の交付期間は、特に必要と認めた場合を除き、団体の設立後5年間を限度とする。

5 交付基準

(1) 共通基準

補助金等の交付に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」の判断のため、次の基準を定める。

(1) 公益性・公共性	①事業の内容や活動が、市民全体の利益の増進につながるものであること。 ②事業の目的や内容等が社会経済状況の実情を踏まえていること。 ③事業の内容が行政目的と一致するものであり、効果が広く市民に行きわたるものであること。
(2) 公平性	①他の制度、事業、補助金又は補助対象外とのバランス及び整合性を踏まえていること。
(3) 効果性	①補助金等の交付により、市民福祉の増進に効果が期待できること。
(4) 適格性	①補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。 ②団体等の会計処理及び使途が適切であること。 ③補助金等の額が団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。 ④補助金等の額が対象となる事業の規模や進捗状況に応じたものであること。

(2) 分類別交付基準

補助金等の額は次に定めるところによるものとし、具体的な補助対象経費及び補助率その他の必要な事項は、当該補助事業に係る補助金等の交付に関する要綱で定めなければならない（条例、規則等に定めがあるものを除く。）。

なお、事業の受益者（行政等の参加者を含む。）に対し、受益に応じた適正な負担を求めていると認める場合は、本来受益者が負担すべき額を減額して補助額を決定するものとする。

分類	対象	補助額
I. 市の代行的な役割として事業を実施する団体に対する財政支援（交付金）	団体	必要と認める額
II. 市との連携により事業を実施する団体への財政支援	団体	補助対象経費の2分の1以内
III. 普及、啓発等市が政策的に推進する個別の制度に関する財政支援	団体 個人	補助対象経費の2分の1以内
IV. 社会保障、災害対策の性格を有する財政支援	個人	必要と認める額 ※扶助費的性格が強いものに関しては、所得要件を設けること。

備考

1. 国、県又はその他の法人等（以下「国等」という。）の事業として実施されるもので、当該国等が定める補助率の規定を準用する場合における補助率は、2分の1を超えて設定することができる。
2. 上記のほか、市長が特に必要と認めた場合の補助率は、2分の1を超えて設定することができる。
3. 不特定多数に対して少額（概ね5万円未満）を交付する奨励金等の場合は、上記規定は適用しない。

6 事業管理

(1) 補助事業の管理

補助事業の所管部署は、補助金等の交付に関し、その政策目標が適切に達成されるよう、当該補助金等の交付に関する事務を適切かつ適正に管理しなければならない。

(2) 補助制度の原則

補助事業の所管部署及び補助金等の交付を受けるものは、補助制度の公益性・公共性、公平性、効果性及び適格性の確保に留意しなければならない。

(3) 補助金等の交付に関する事務

補助金等の交付に関する必要な書類、手続に関しては、補助金等交付規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関しそれぞれ定められた要綱に基づくものとする。

(4) 補助事業の進捗管理及び情報公開

補助事業の進捗管理は、マネジメント・サイクル (PLAN DO CHECK ACTION) に基づき、適切に行われなければいけない。補助事業に関する情報公開は、市政資料室において行う。

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 佐倉市補助金等交付基準（平成15年5月26日施行）は廃止する。
- 3 この基準の規定は、この基準の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (20 佐財第 526 号)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (22 佐財第 156 号)

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (23 佐財第 612 号)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (26 佐財第 421 号)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。